

自動運転に係る実証事業のイメージ

- 国家戦略特別区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省と協議 ⇒ 総理大臣認定

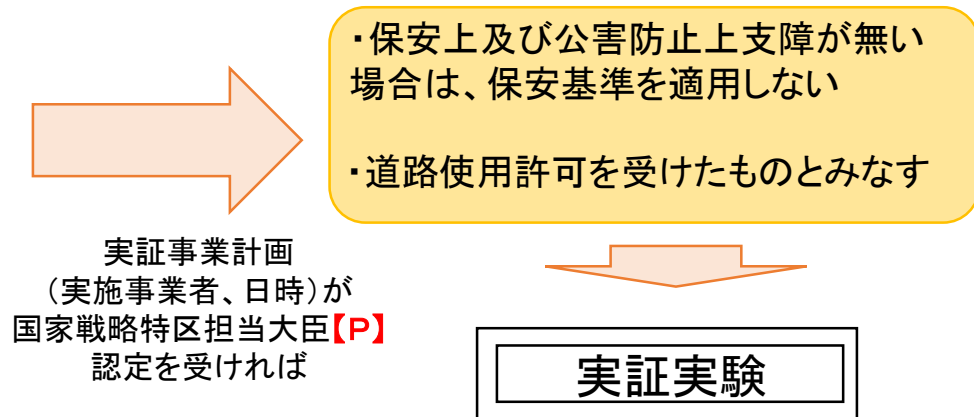
SB実施計画

- ・ 自動運転レベル : レベル3
- ・ 遠隔または非遠隔 : 遠隔型
- ・ 利用技術 : 自律型
- ・ 使用車両 : バスタイプ(個別車種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 走行経路上に障害物を検知した際に、自動的に安全に停止する機能
 - ② 混在交通(公道)においては、交差点内を安全に通行することが可能な機能
 - ③ 地域における関係者との合意

・

・

・

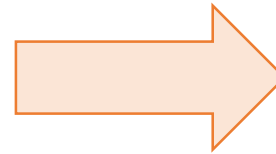


無人航空機の飛行に係る実証事業のイメージ

- 国家戦略特別区域計画において、サンドボックス実施計画を策定
地元関係者の合意、関係府省と協議 ⇒ 総理大臣認定

SB実施計画

- ・ 利用技術 : 自律型飛行
- ・ 飛行方法 : 海上目視外、橋梁(第三者)上空
- ・ 使用機体 : マルチロータ(個別機種を指定)
- ・ 実験地域 : A地点～B地点
- ・ 実施日時 : ●曜日～●曜日 ○時～○時
- ・ 安全対策 :
 - ① 飛行経路上の橋梁等の状況を把握し、電車・自動車の上空を飛行しないよう、タイミングを自動で調整する機能
 - ② 墜落を回避または墜落時の衝撃を緩和する機能(パラシュート、エアバッグ等)
 - ③ 地域における関係者との合意(港湾管理者、河川管理者、道路管理者、鉄道事業者等)



・航空法第132条(飛行許可)、
第132条の2(飛行承認)の規定は
適用しない

実証事業計画
(実施事業者、日時)が
国家戦略特区担当大臣【P】
認定を受ければ



実証実験

